

## 熊本市政務調査費訴訟の判決声明

本日午前11時00分、熊本地方裁判所民事第2部（高橋亮介裁判長）は、熊本市長幸山政史に対し、平成17年度当時の熊本市議会議員12名に対して交付した政務調査費のうち、事務所費及び調査旅費の合計478万1414円の返還を12名の議員（当時）全員に対して返還請求すべきことを命ずる判決を下した。

本判決は、事務所費について議員が経営に関与している法人からの賃借の場合の賃料を全額違法支出であると判断した。また、調査旅費については、現地での行政担当者との面談や資料を収集していないこと、一般の観光客ないし旅行者でもなし得る行動しかしていないうえ、その後の委員会での発言は一般観光客ないし旅行者においても報告が可能な内容にとどまっているとして調査旅費の支出が違法であると判断した。本判決は、このように従前からその使途の曖昧さゆえに「第2の議員報酬」と揶揄されてきた政務調査費の使途基準につき、市民感覚に沿った常識的判断を示し、血税の使途の適正化を真正面から求めたものであり、今後の地方自治における監査基準を提示したものとして、極めて社会的意義の大きい先例的判断である。

平成19年4月27日に提訴した本訴訟は、熊本市のみならず、熊本県下における初の政務調査費の使途に関する訴訟であったが、以下の3つ点でも大きな成果をあげた。

第一に、本訴訟の存在自体が、本日の判決に至る前から県下の地方自治体における政務調査費にまつわる政策に多大な影響を及ぼした点である。たとえば、熊本市では本訴訟提訴後の平成20年4月1日から、1円以上のすべての支出に領収証を添付するよう義務づける条例改正がなされ、熊本県議会においても翌21年から同様の領収証添付が義務づけられ透明化が行われた。さらに、県下の自治体で政務調査費の導入を見送る判断がなされたり、政務調査費の存在意義自体を考え直すきっかけとなった点で本訴訟の意義は極めて大きなものがあった。

第二に、本訴訟の係属中の平成21年7月31日には、合併特例区の協議会の構成員の報酬月額について、熊本市の監査委員により、勤務実態に見合った額となるよう減額する判断をするに至ったことである。これを受け、旧富合町合併特例区では、区長と協議会構成員の報酬減額を後押しし、旧城南町、旧植木町もこれに従うことになった。これも、原告らが、住民訴訟ではなく、地方自治法上の監査制度が機能すべきことを求め続けた結果である。

第三に、熊本市は、平成22年度より、議会活性化検討会において、第三者機関による審査制度の構築と使途基準の見直しを図ることを決定した。これにより、更なる税金の使い道の透明化と適正化を図る方が追求されたものである。

重要なことは、すべての地方自治体において、憲法第92条の定める「地方自治の本旨」を全うし真の住民自治の実施のために、いかなる制度が必要であり有効であるのかについて、議員自身が議論を行い、マスメディアを含めた多くの住民が不断の努力により監視し続けることである。

私たちは、本判決で政務調査費の違法支出を指摘された各議員らに対し、控訴することなく、直ちに返還を実施すべきことを求める。それこそが、政務調査費の透明化を尊重するあるべき姿勢であり、住民感覚に応えた市政の実現の第一歩である。本日、私たちは、ここ熊本の地から、本訴訟と判決の意義を全国に発信するとともに、今後とも活動を続けることを宣言する。

平成22年3月26日

熊本市政務調査費を透明にする会 一同